

愛知県都市職員共済組合組合員貯金規則

○ 愛知県都市職員共済組合組合員貯金規則

(平成7年2月27日)
(平成7年規則第2号)

改正 平成7年6月30日規則第6号
平成8年2月29日規則第1号
平成9年2月27日規則第3号
平成10年3月31日規則第13号
平成10年12月1日規則第19号
平成11年2月23日規則第3号
平成12年2月29日規則第3号
平成13年3月1日規則第3号
平成14年2月26日規則第6号
平成15年2月27日規則第3号
平成16年3月5日規則第2号
平成19年2月28日規則第8号
平成21年3月2日規則第2号
平成21年11月4日規則第8号
平成22年6月25日規則第7号
平成23年3月1日規則第2号
平成24年3月1日規則第4号
平成25年2月28日規則第4号
平成28年2月29日規則第3号
平成29年2月28日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第112条第1項第3号及び愛知県都市職員共済組合定款（昭和37年愛知県都市職員共済組合公告第1号。以下「定款」という。）第34条の3の規定に基づき、愛知県都市職員共済組合の組合員（以下「組合員」という。）の貯金（以下「貯金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(平10規則、平21規則2、平21規則8・一部改正)

(加入者の資格)

第2条 貯金に加入できる者は、定款第33条に規定する組合員（任意継続組合員を除く。）とする。

(平21規則8・追加)

(貯金の種類)

第3条 貯金の種類は、普通積立貯金とする。

(平21規則8・旧第2条繰下)

(貯金の積立額及び払出額)

第4条 貯金の積立額は、1,000円を単位とし、給与（給料及び期末勤勉手当等）の範囲内とする。

2 貯金の払出額は、1,000円を単位とする。

(平21規則8・旧第3条繰下)

(貯金の利息)

第5条 貯金の利率は、年1.0パーセントとする。

2 貯金の利息の計算は、貯金の額100円以上とし、100円未満は切り捨てる。この場合において利息に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 貯金の利息は、積立日の翌日から起算し、払出しの日又は解約の日の前日までの期間について計算する。
- 4 貯金の利息は、前項の規定のほか、毎年2月末日に計算し、翌日元本に組み入れるものとする。
- 5 前4項に定める貯金の利息については、組合員の資格を喪失した日の前日から解約の日の前日までの期間は計算しないものとする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(平7規則6、平8規則1、平9規則3、平10規則13、平11規則3、平12規則3、平13規則3、平14規則6、平15規則3、平16規則2、平19規則8、平21規則2・一部改正、平21規則8・旧第4条繰下、平22規則7、平23規則2、平24規則4、平25規則4、平成28規則3、平29規則6・一部改正)

(他の共済組合から引き続き組合員となった者の特例)

第6条 法第3条第1項の規定に基づく他の共済組合又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条第1項の規定に基づく国家公務員共済組合（以下「他の組合」と総称する。）において第1条の規定に相当する貯金を行っている者が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き組合員となったときは、第3条第1項の規定にかかわらず、他の組合の貯金残高（1,000円を単位とする。）を限度として臨時に積み立てを行うことができる。

- 2 前項の規定による積み立ては、組合員の資格を取得した日から3か月以内に行わなければならない。

(平10規則19・追加、平成21規則8・旧第5条繰下)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、貯金事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(平10規則19・一部改正、平21規則8・旧第6条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において現に積立中の貯金は、この規則による貯金とみなす。

附 則（平成7年6月30日規則第6号）

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

(貯金利率の引下げ)

附 則（平成8年2月29日規則第1号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年2月27日規則第3号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(貯金利率の引下げ)

附 則（平成10年3月31日規則第13号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月1日規則第19号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年2月23日規則第3号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月29日規則第3号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月1日規則第3号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月26日規則第6号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月27日規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月5日規則第2号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月28日規則第8号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月2日規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月4日規則第8号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日規則第7号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月1日規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月29日規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月28日規則第6号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。